

令和5年度 価格転嫁・パートナーシップ構築宣言に係る実態調査結果（概要）

調査の概要

1. 調査目的

物価高騰が長期化する中、適切な価格転嫁への取組は、事業環境の改善の第一歩と言える。

このため、**本県では、令和5年6月7日に産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、適切な価格転嫁の気運醸成に連携して取り組んでいる**ところである。この取組の一環として、今般、アンケート調査を実施し、県内企業の皆様の現状をあらためて把握することとした。

2. 調査対象の範囲

対象企業：10,000社、回答企業：922社（回答率9.22%）

※質問により回答企業数が異なるため、n=回答企業数とする。

※単位未満四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。

3. 調査時期

調査期間：令和5年11月1日～12月15日

4. 調査方法

調査協力を依頼する案内文を郵送し、電子申請サービスにより無記名回答を求めた。



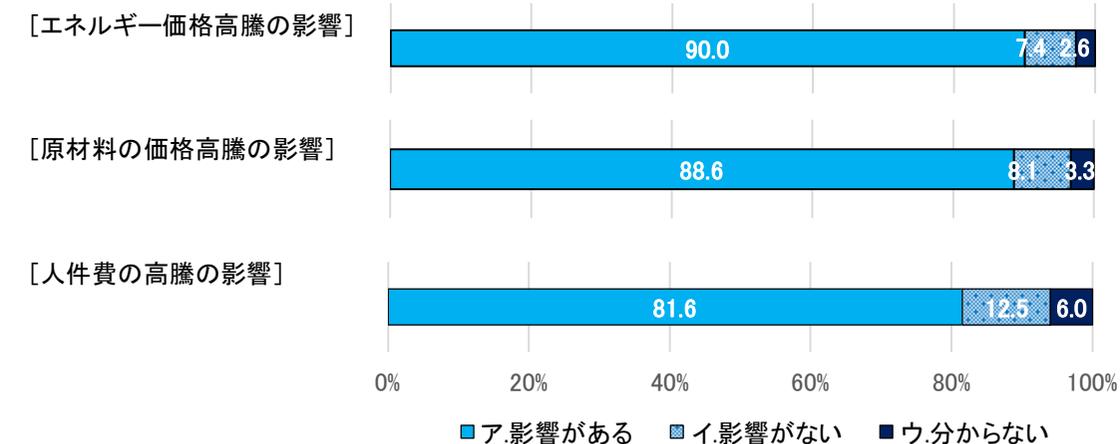
1. 価格高騰等の影響の状況

(1)～(3)エネルギー・原材料等の価格高騰の影響(n=922)

(1)エネルギー価格 「影響がある」が90.0%、「影響がない」は7.4%

(2)原材料価格 「影響がある」が88.6%、「影響がない」が8.1%

(3)人件費 「影響がある」が88.6%、「影響がない」が12.5%

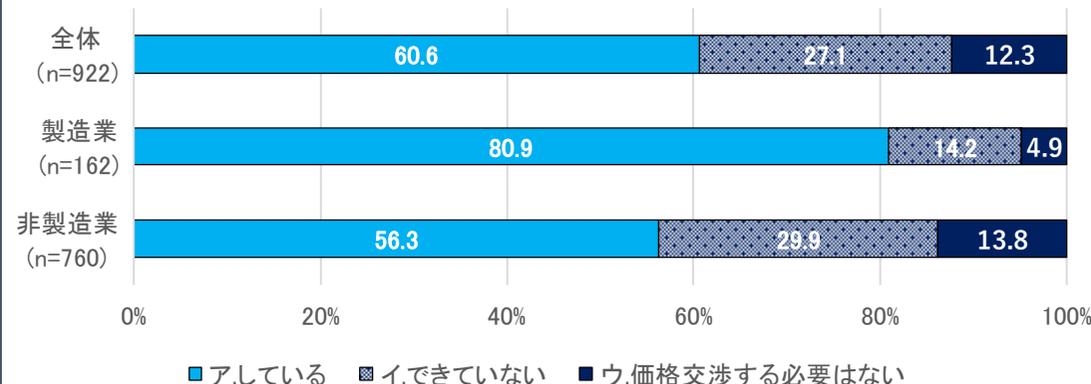


(4)価格交渉の実施状況(n=922)

[全体] 「している」が60.6%、「できていない」は27.1%

[製造業] 「している」が80.9%、「できていない」が14.2%

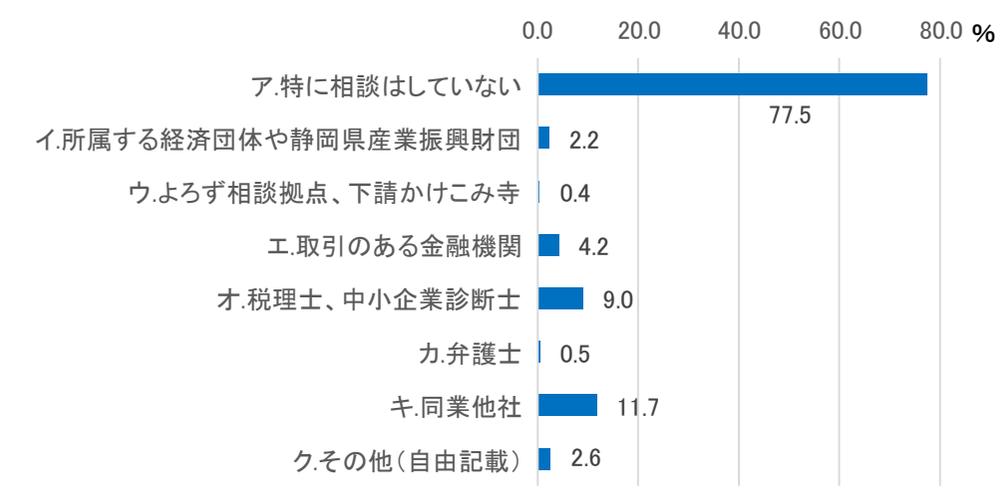
[非製造業] 「している」が56.3%、「できていない」が29.9%



1. 価格高騰等の影響の状況

(5) 価格交渉をするにあたり相談した社外の機関等(n=809)

- ・「特に相談していない」が77.5%と最も多い。
- ・次に「同業他社」が11.7%、「税理士、中小企業診断士」が9.0%。



(6) コスト高騰に対し、価格転嫁できた割合(医療・福祉を除く(n=846))

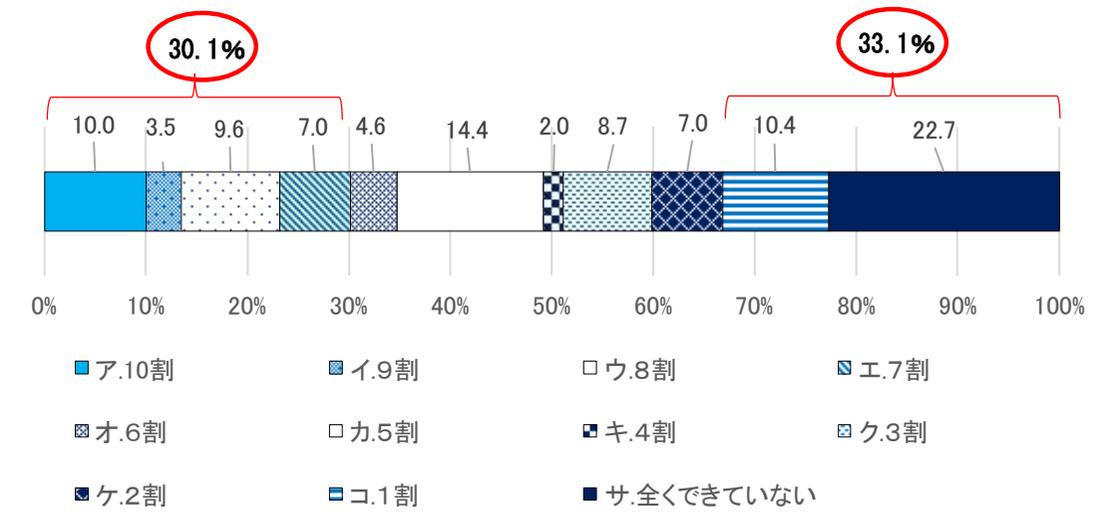
[全体]

「7割」以上の価格転嫁ができた企業の割合は30.1%

「1割以下」の価格転嫁しかできていない企業は、33.1%。

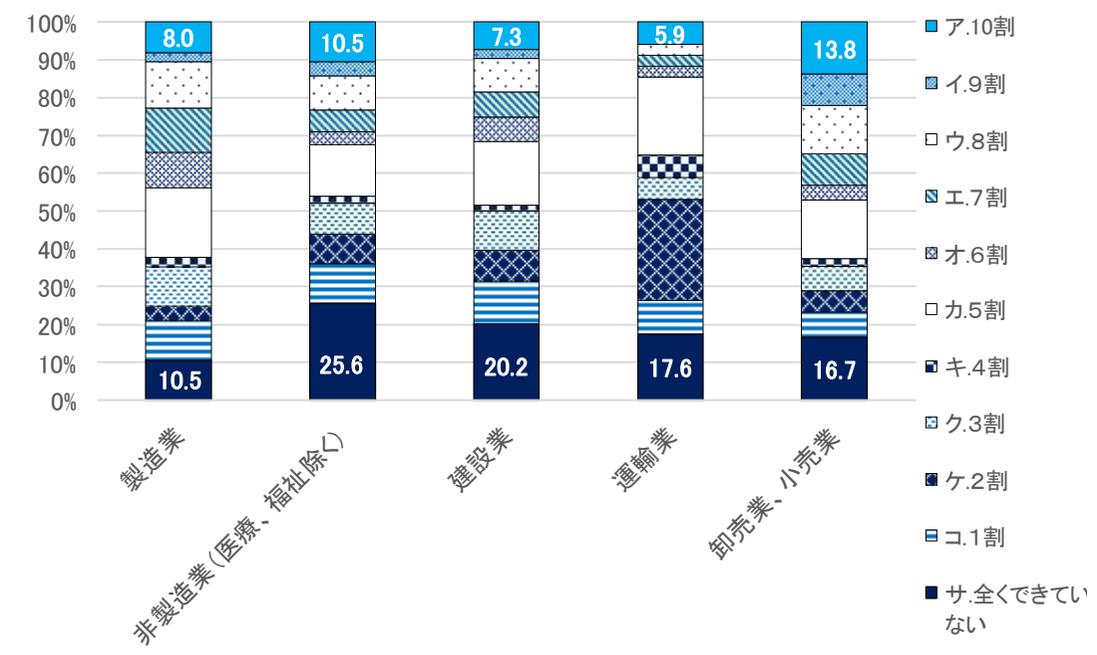
(加重平均による便宜的な価格転嫁率は42.3%)

【参考 中小企業庁R5.9調査結果 価格転嫁率：45.7%】



[製造業] 89.5%が一部価格転嫁できているものの、10.5%が全くできていない。
(加重平均による便宜的な価格転嫁率49.1%)

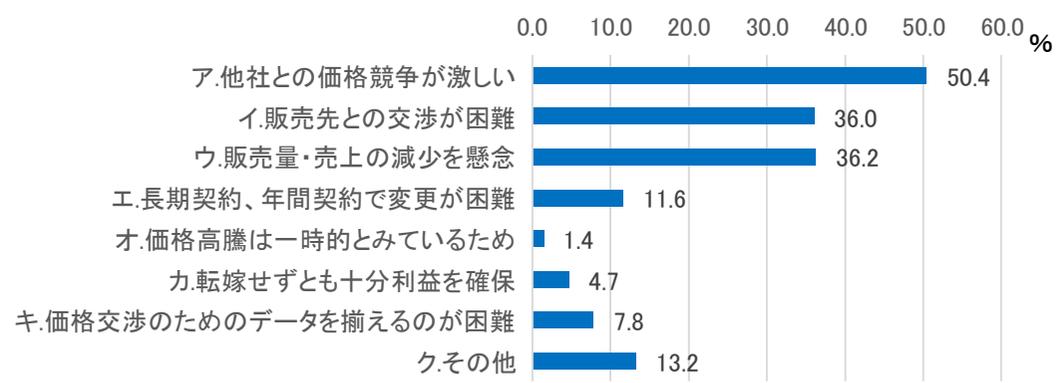
[非製造業] 74.3%が一部価格転嫁できているものの、25.6%が全くできていない。
(加重平均による便宜的な価格転嫁率39.9%)



1. 価格高騰等の影響の状況

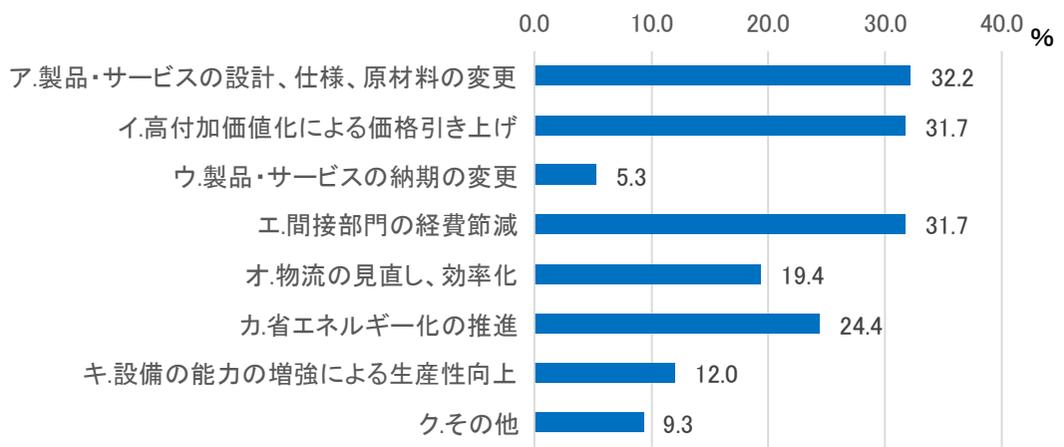
(7) 価格転嫁が十分に出来ない理由 (n=835)

- ・「他社との価格競争が激しい」が50.4%で最も多く、次いで「販売量・売上の減少を懸念」が36.2%、「販売先との交渉が困難」が36.0%。
- ・「**価格交渉のためのデータを揃えるのが困難**」は**7.8%**。
- ・その他、同一原材料の度重なる値上げにより価格交渉が追いつかない、交渉のための準備時間や人的リソースの余裕がないなどの声があった。



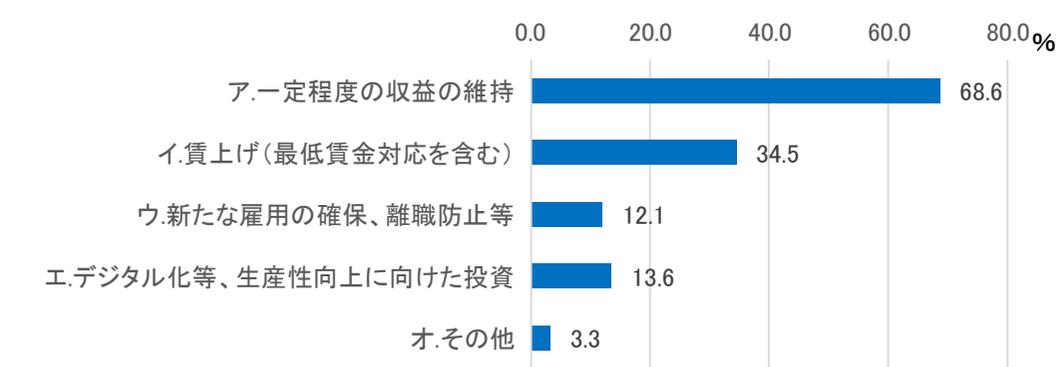
(8) コスト高騰に対する価格転嫁以外の対応策 (n=835)

「製品・サービスの設計、仕様、原材料の変更」が32.2%と最も多く、次いで、「間接部門の経費節減」と「高付加価値化による価格引き上げ」が31.7%となった。



(9) 価格転嫁により実現した (予定を含む) 成果 (n=673)

「一定程度の収益の維持」が68.6%と最も多く、次いで、「賃上げ (最低賃金対応を含む)」が34.5%と多くなっている。



2. パートナーシップ構築宣言の登録状況

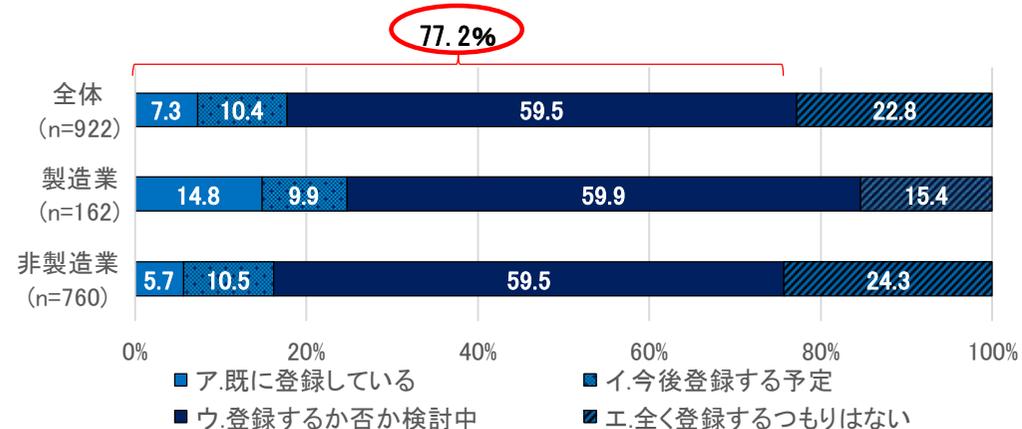
(1) パートナーシップ構築宣言の登録状況 (n=922)

パートナーシップ構築宣言の登録に前向きな企業は77%以上

【全体】
 ・「既に登録している」、「今後登録する予定」、「登録するか否か検討中」の企業が77.2%
 ・「全く登録するつもりはない」企業は22.8%であり、宣言の認知は一定程度進んでいる。

【製造業】
 「既に登録している」、「今後登録する予定」が24.7%、「登録するか否か検討中」が59.9%。

【非製造業】
 「既に登録している」「今後登録する予定」が16.2%、「登録するか否か検討中」が59.5%となった。



(2) パートナーシップ構築宣言の登録の影響 (n=67)

「特に影響はない」が88.1%となったものの、「プラスの影響が大いにあった」、「プラスの影響があった」企業は、12.0%となっている。
 なお、「マイナスの影響があった」企業はなかった。



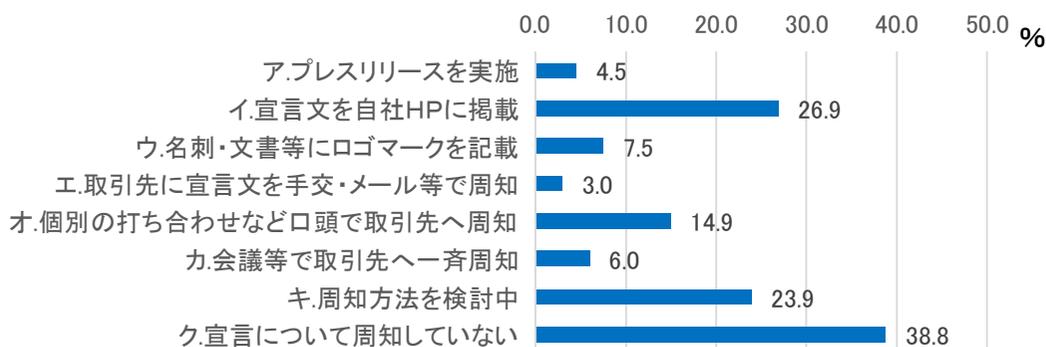
(3) パートナーシップ構築宣言のプラスの影響の内容 (n=8)

「取引先との信頼関係の強化」、「企業価値の向上」「補助金申請の加点などインセンティブの活用」のほか、「受注者側の立場で価格交渉が行いやすくなった」との回答がみられた。



(4) パートナーシップ構築宣言登録の取引先への周知方法 (n=67)

「宣言文を自社HPに掲載」している企業が26.9%あるものの、「宣言について周知していない」が38.8%、「周知方法を検討中」が23.9%となっている。



(5) パートナーシップ構築宣言登録の社内への周知 (n=67)

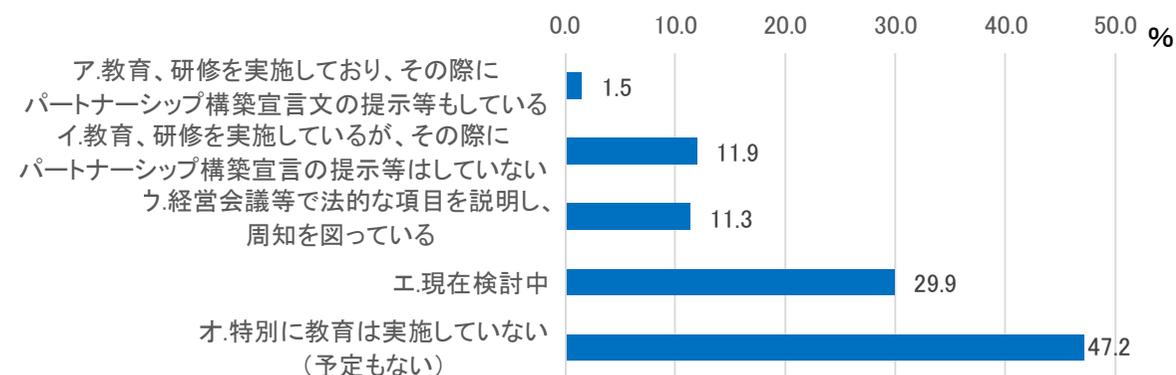
「会議などで周知」している企業が29.9%、「社員向けHP・社内報等で周知」している企業が17.9%あるものの、「宣言について周知していない」が31.3%、「周知方法を検討中」が19.4%となっている。



3.発注者側の立場

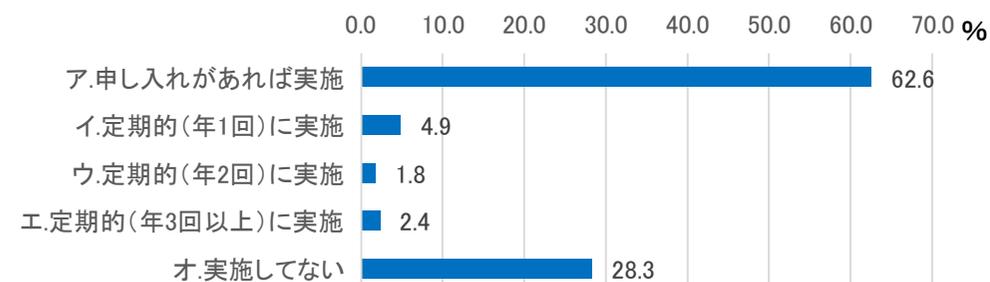
(1)下請取引に関するルール・関係法令等に関する社内教育 (n=922)

「特別に教育は実施していない(予定もない)」が47.2%と最も多く、次いで「現在検討中」が29.9%となっている。一方、「教育、研修を実施しており、その際にパートナーシップ構築宣言文の提示等もしている」企業は、1.5%であった。



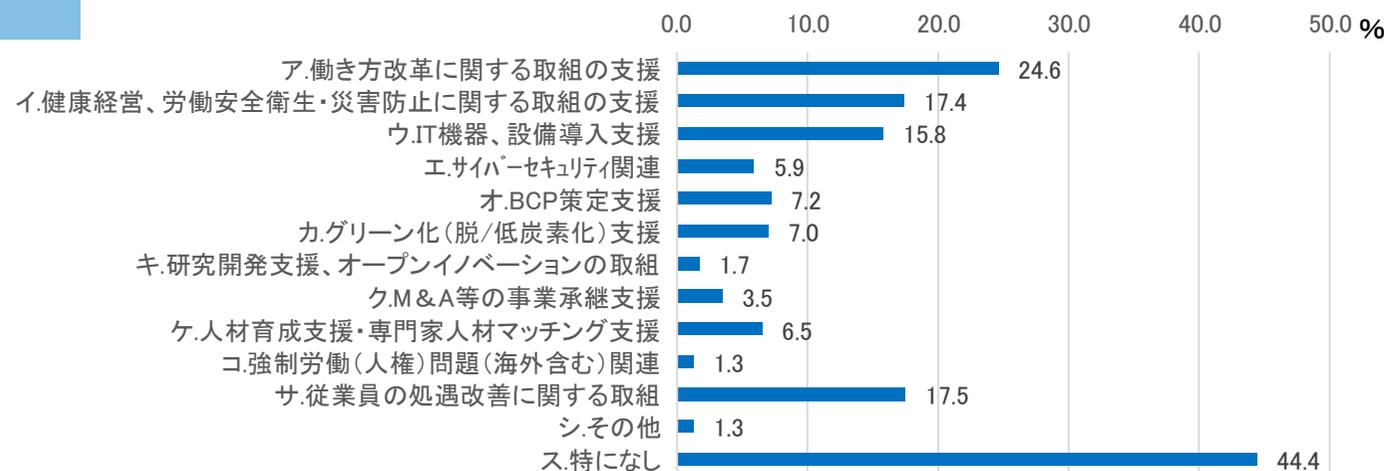
(2)取引先との価格協議の頻度 (n=922)

「申し入れがあれば実施」が62.6%と最も多くなっている。定期的に価格協議の機会を設けている企業は9.1%であった。



(3)サプライチェーン全体の共存共栄に向けた取組 (n=922)

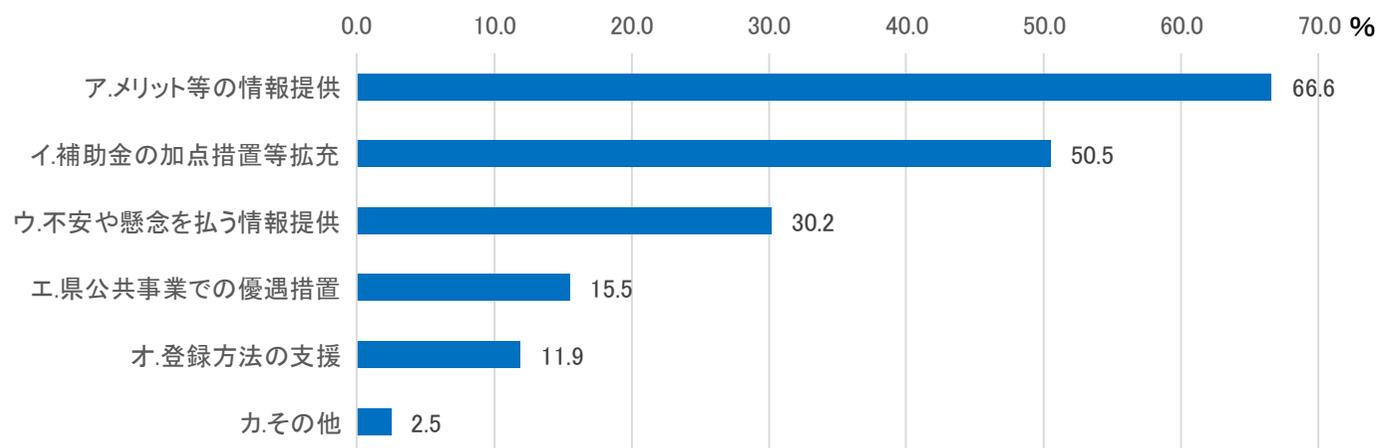
「働き方改革に関する取組の支援」が24.6%、「従業員の処遇改善に関する取組」が17.5%、「健康経営、労働安全衛生・災害防止に関する取組の支援」が17.4%となっている。



4.行政に期待する役割

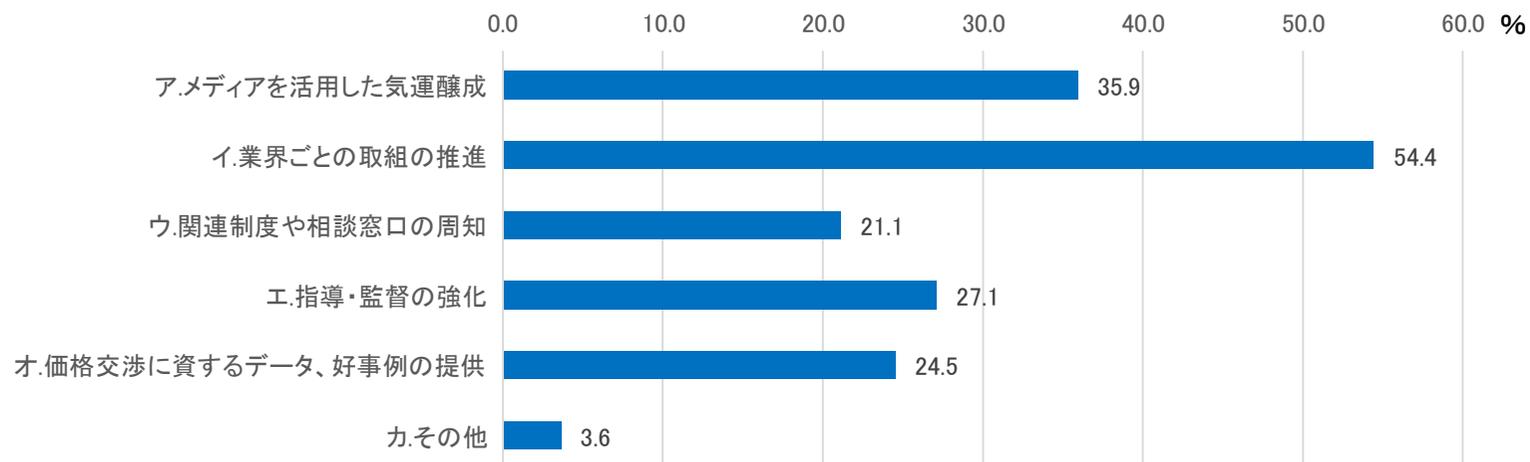
(1) パートナーシップ構築宣言の普及に向けた行政の取組 (n=922)

「メリット等の情報提供」が66.6%、
「補助金の加点措置等拡充」が50.5%と半数を超えており、
「不安や懸念を払う情報提供」も30.2%と多くなっている。



(2) 適正な価格転嫁を進めるために、行政に期待する支援 (n=922)

「業界ごとの取組の推進」を54.4%が期待しており、次に「メディアを活用した気運醸成」が35.9%と多くなっている。また、「価格交渉に資するデータ、好事例の提供」、「関連制度や相談窓口の周知」への期待もそれぞれ24.5%、21.1%と多い。



現状

- ・エネルギー・原材料価格の高騰は約9割の企業に影響
- ・価格交渉に係る相談を社外へしていない割合が高い（77.5%）
- ・7割以上の価格転嫁ができた企業の割合が30.1%あるものの、1割未満の割合は33.1%と依然として高い
- ・他社との価格競争や販売先との交渉が困難等の理由から価格転嫁が十分にできていない
- ・県内のPS構築宣言の登録に前向きな企業は77%と高く、気運醸成は一定程度進展しているものの、引き続き宣言の実効性向上に向けた取組が必要

行政に期待する支援

- ・価格転嫁に係る行政に期待する支援は「業界ごとの取組の推進（54.4%）」が高い
- ・普及に向けた行政に期待する取組は「メリット等の情報提供（66.6%）」「補助金の加算措置等拡充（50.5%）」が高い

今後の取組の方向性

PS構築宣言共同宣言参画団体と連携して、

- ①所属団体や相談窓口への誘導
- ②各業界の個別事情に沿った支援を実施
加えて、県として、
- ③メリット等の情報提供の充実、補助金等の加算措置の拡充

※国が実施する令和6年3月の価格交渉促進月間にあわせ、県としても講習会やセミナー等の開催を検討する。

経営上の課題相談窓口等お役立ち情報

静岡県よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題についてワンストップで対応
(価格交渉に関する基礎知識や原価計算の手法等の習得支援、下請企業の価格交渉・価格転嫁を後押し)

[静岡商工会議所]

場所:
静岡市葵区紺屋町11-17
桜井・第一共同ビル6階

受付時間:
9:30~12:00,13:00~17:00 (土日祝日を除く)

電話:054-253-5117
<https://shizuoka-yorozu.go.jp/>



下請かけこみ寺

中小事業者が抱える取引上のトラブル（代金未払い、単価引き下げ要求、買いたたきなど）について、専門家が問題解決に向けて助言

[(公財)静岡県産業振興財団]

場所:
静岡市葵区追手町44-1
静岡県産業経済会館4階

受付時間:
9:30~12:00,13:00~17:00
(土日祝日を除く)

電話:0120-418-618(全国共通)
静岡県内からかけると
静岡県のかけこみ寺につながります。
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



パートナーシップ構築宣言ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」の概要や登録方法等は、ポータルサイトへ

「宣言」の内容について
未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
●内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1640
●中小企業庁企画課
電話:03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について
●(公財)全国中小企業振興機関協会
電話:03-5541-6688
提出先URL:<https://www.biz-partnership.jp>



静岡県ホームページ

県内企業の皆様の価格転嫁や価格交渉に関するお悩みを解決するため、相談窓口などの情報を紹介

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1056941.html>

